

県精神保健福祉審議会	資料2－1
障害福祉課	

高次脳機能障害者支援法施行に伴う 滋賀県の対応について

高次脳機能障害者支援法の概要（令和7年法律第96号、令和7年12月24日公布）

趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

基本理念

- （1）自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- （2）社会的障壁の除去に資すること。
- （3）個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- （4）居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。

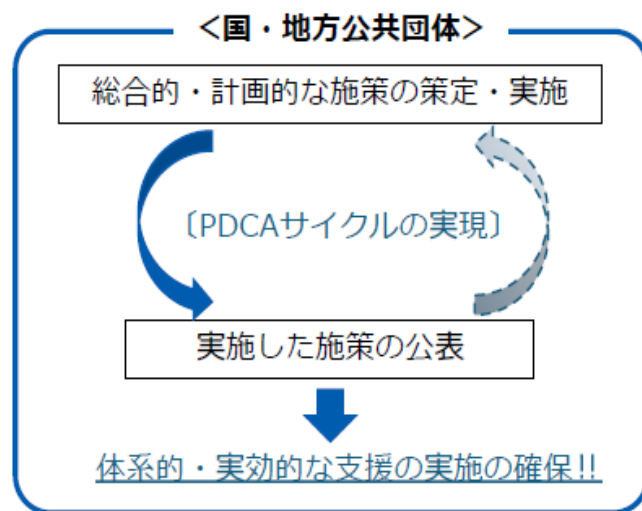
具体的施策

（1）高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

（2）その他の支援策

- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等

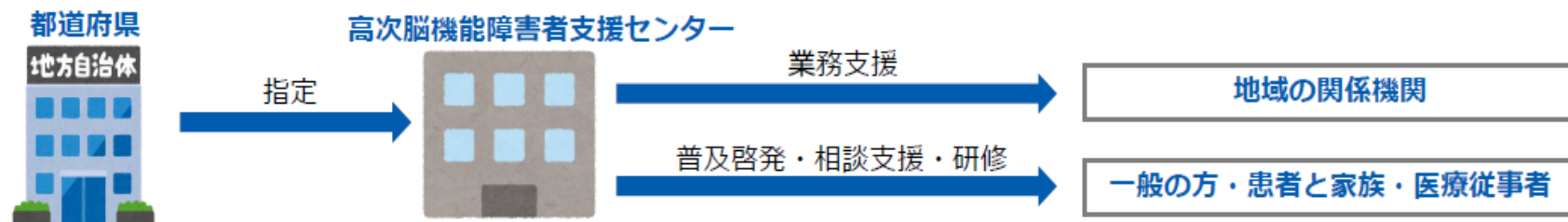


高次脳機能障害者支援法の概要

地域支援体制

(1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。

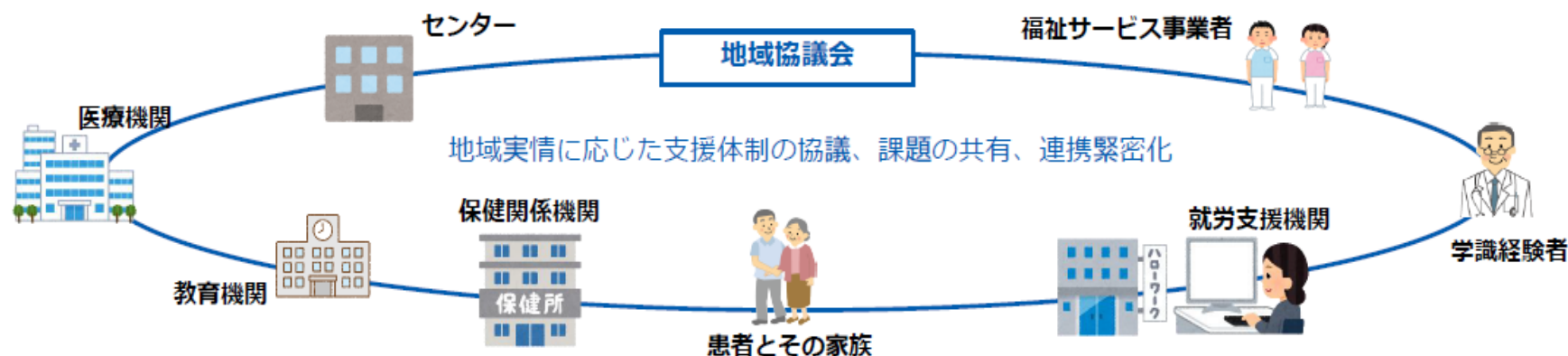


(2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

(3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



※ 令和8年4月1日から施行

※ 施行後3年を目途に見直しを検討

高次脳機能障害者支援センター指定

法第19条（高次脳機能障害者支援センター等）

第十九条 都道府県知事は、次に掲げる業務を、当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（以下この章において「高次脳機能障害者支援センター」という。）に行わせ、又は自ら行うことができる。

一 高次脳機能障害者及びその家族その他の関係者に対し、専門的に、その相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言を行うこと。【業務①：相談支援】

二 高次脳機能障害者に対し、円滑な社会生活を促進するため個々の高次脳機能障害者の特性に対応した専門的な支援を行うこと。【業務②：専門的支援】

三 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障害についての情報の提供及び研修を行うこと。【業務③：人材育成】

四 高次脳機能障害に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連絡調整を行うこと。【業務④：連絡調整】

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務【業務⑤：普及啓発等】

2 前項の規定による指定は、当該指定を受けようとする者の申請により行う。

3 （略）

高次脳機能障害者支援センター指定

センターの指定は、「滋賀県高次脳機能障害者支援センター指定要綱」により行う。

指定の申請

法第19条第2項に基づく指定の申請は、センター指定申請書（別紙様式第1号）によるものとし、指定を受けようとする者は、次の添付書類を添付し、知事に提出するものとする。

- (1) センター指定要件確認表
- (2) 事業計画書
- (3) 役員名簿（法人または団体の場合）
- (4) その他参考となる書類



滋賀県高次脳機能障害者支援センター指定要綱第3条2では、センター指定に当たり、滋賀県精神保健福祉審議会の承認を得るものとしています。

高次脳機能障害者支援センター指定

センター指定要件確認表

- ①相談支援及び情報提供等（法第19条 1 項 1 号関係）
- ②専門的な支援等（法第19条 1 項 2 号、 4 号関係）
- ③研修の実施等（法第19条 1 項 3 号関係）
- ④普及・啓発及び全国会議への参加等（法第19条 1 項 5 号関係）

事業計画書

- ・センター概要
- ・支援コーディネーター配置計画および職種
- ・高次脳機能障害者や家族等への支援におけるピアサポーターの活用計画
- ・高次脳機能障害者支援センターにおける相談体制
- ・普及・啓発計画
- ・情報収集・調査計画
- など

専門的な医療機関の確保について

目的

法第24条第1項および第2項に規定する専門的な医療機関の確保について、高次脳機能障害の診断、治療、リハビリテーション等を行うことができる医療機関（以下「専門的な医療機関」という。）を確保するため、地域の医療機関及び医療従事者等へ必要な知識を習得するための研修等の実施や医療機関同士の連携を図るための意見交換の場の提供を行うとともに、高次脳機能障害者及びその家族、その他の関係者への情報提供や交流の場の提供等の活動支援を促進し、高次脳機能障害者等に対する支援体制の充実を図ることを目的とする。

事業内容

- （１）地域の専門的な医療機関同士がつながれるよう事例検討を行う場や定期的な意見交換の場等の提供。
- （２）地域の医療機関及び医療従事者等を対象とした、高次脳機能障害支援に携わるものとして必要な知識を習得するための研修等の実施

専門的な医療機関の確保について

高次脳機能障害に対応可能な医療機関

令和3年度作成 滋賀県高次脳機能障害支援者ガイドブックより

圏域別	病院	診療所
大津	2	3
湖南	6	5
甲賀	3	1
東近江	4	3
湖東	1	2
湖北	2	2
湖西	2	0



高次脳機能障害者支援法の基本理念に「居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること」と示されており、専門的な医療機関の確保の推進が必要。

高次脳機能障害者支援地域協議会について

目的

法第25条第1項に規定する高次脳機能障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）は、高次脳機能障害者やその家族等に対する切れ目のない支援体制の整備を図ることを目的として、地域の関係機関等が集まり、地域の高次脳機能障害に関する支援体制の整備状況の把握や関係機関同士の連携の緊密化、地域における課題等についての協議・共有を図るものである。

構成員

法第25条第1項において、高次脳機能障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者を構成として設置に努めることとされている。



- ・ 県では平成27年度より滋賀県高次脳機能障害対策推進会議を設置
- ・ 推進会議の委員を追加し、同推進会議を法定協議会として位置づけ

滋賀県高次脳機能障害対策推進会議

目的

滋賀県における高次脳機能障害対策に関する総合的な支援のあり方について検討を行うとともに、関係機関および団体等との連携を深めることにより、高次脳機能障害対策の充実強化を図るため「滋賀県高次脳機能障害対策推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置する。

推進会議は、高次脳機能障害者支援法**第25条第1項に基づく高次脳機能障害者支援地域協議会**とする。

協議内容

- (1) 高次脳機能障害支援における総合的な支援のあり方に関すること
- (2) 高次脳機能障害支援に係る関係機関、団体等の連携のあり方に関すること
- (3) その他、目的達成のために必要な事項

令和7年度協議内容（参考）

- ・高次脳機能障害支援者養成研修について
- ・高次脳機能障害普及啓発事業について
- ・高次脳機能障害圏域ネットワーク事業について

滋賀県高次脳機能障害対策推進会議

令和8年度 構成委員

19機関 18名

分類	所属団体	役職	氏名
医療	滋賀県立リハビリテーションセンター	所長	川上 寿一
	滋賀医科大学医学部付属病院	診療科長	吉田 和道
	滋賀県立精神医療センター	病院長	増井 晃
	おさだファミリークリニック	院長	佐藤 有美
当事者団体	高次脳機能障害友の会しが	代表	岡本 憲明
福祉	滋賀県立むれやま荘	所長	北川 弘
	滋賀県障害者自立支援協議会	事務局長	大平 眞太郎
	社会福祉法人さわらび福祉会 さわらび作業所	副施設長	柘植 健宏
	社会福祉法人とよさと ステップアップ21		池田 章人
	社会福祉法人びわこ学園 生活支援センター（やまびこ）		松岡 啓太
	社会福祉法人虹の会 高島市障がい者相談支援センターコンパス	センター長	杉島 隆
	社会福祉法人長浜市社会福祉協議会 湖北基幹相談支援センターふらっと	センター長	宮川 和彦
介護	滋賀県介護支援専門員連絡協議会	顧問	鈴木 則成
教育	子ども若者部子ども若者政策・私学振興課	副主幹	樋上 弘之
	教育委員会事務局 特別支援教育課	指導主事	青木 智彦
労働	滋賀障害者職業センター	所長	松本 孝
	自立支援協議会就労部会 (滋賀県社会就労振興事業センター)	理事長	城 貴志
保健	県保健所長会	副会長	川上 寿一
	県立精神保健福祉センター	所長	辻本 哲士